



これを一つお答え願いたいのであります。

○川島國務大臣 自治庁で研究されており、また地方財政五カ年計画とは直接の関係はないのでございます。

○北山委員 そうしますと、大臣の腹案というのは、自治庁がやっておる地方財政の五カ年計画というものと、連ない、別の案である、かように考えてよろしゅうございませうか。

○川島國務大臣 地方財政の長期にわたる計画であり、また、むろん関係のないことではないのであります。が、直接に關係がないということも申し上げただけでありまして、むろん地方財政の長期計画には影響力の大きいあることをやうに思っているわけですが、財政的な措置にいたしまして、機構改革にいたしまして、いずれも長期にわたる地方財政計画にはむろん關係があるわけでありまして、ただそれをすぐに結びつけてお考え願うことはどうか、こういう意味で申し上げたわけでありまして。

○北山委員 それではお伺いしておきますが、伝えられる地方財政の五カ年計画、これは経済六カ年計画と関連があるもの、こういうふうな伝えられておりますが、その構想等につきまして一つお伺いしたいのであります。

○後藤政府委員 私どもといたしましては、地方財政の長期的な見通しをどういうふうな立てたいか、こういうふうにかねがね考えておったのであります。が、たまたま経済六カ年計画というものができております。この内容は不分明な点が相当ございまして、一応これを基礎にいたしまして地方財政の長期計画を立ててみたかどうか、この

中にあります要素をとって長期的な見通しを立ててみたかどうか、こういう意味で現在検討いたしておるのであります。それ以外の意味は別にございませぬ。長期計画の手がかりを六カ年計画に求めた、こういう意味でございませぬ。

○北山委員 そういたしますと、やはり長期計画の中で交付税の問題をどういうふうな持つていくか、あるいは補助金をどうするか、あるいは起債、地方債の問題をどうするかという点については、まだ何も考えていない、こういうわけでありませうか。

○後藤政府委員 一応経済六カ年計画を基礎にして所得その他を見まして、そうしてそれが地方税の上になんかどうなるか、それからいろいろな失業対策事業とかその他の施策が、どういふふうな地方財政に反映するかというこまかい数字を見ました上で、この交付税の問題とか地方財源の問題というものが出てくるのでありまして、その前提としての見通しの計画を立てる段階でございまして、まだどういふ結論を出すかということまで考えてやっておるわけではございませぬ。

○北山委員 先ほど長官のお話でございしますが、五カ年計画とは直接にその腹案なるものは關係がないということでございますが、その腹案というのは、地方に對しては、いかに財政的措置によってこの財政問題を解決する問題、事務の問題、そういう方法によつて解決しようとするのか、そのいすれであるか、一つお話しを願いたいと思ひます。

○川島國務大臣 両方含んでおります。

○北山委員 そうしますと、その行政機構なりあるいは事務配分とかそういう問題については、当然地方制度調査会の審議を経て行われるものと考えておりますが、その結果を待つておやうになるか、それとももう一つはこの地方制度調査会というものが、最近まで例の小委員会の中で、府県制度を中心にして審議されたはずでございませうが、その経過がどうなつてございませうか。どうも小委員会の審議の内容というものは一部は外部に出ておりますが、不明瞭な点がありまして、この機会に明らかにしていただきたいのであります。

○川島國務大臣 地方制度調査会の審議を呼びまして御報告させます。

○北山委員 それでは行政部長から伺いすることにいたしますが、ただここで大臣にお伺いしたいのは、伝えられるところではその小委員会はいろいろ府県制度の問題については意見が分れて小委員会としての案を作りかねた、そこで小委員会の幹事というものは自治庁の事務当局でございませうが、そこそこその小委員会案なるものの試案というものを起草させた、その試案が外部に発表になったわけではございませう。そうしてその幹事案なるものは、やはり小委員会の決定を左右するものではないか、こういうふうなこともまた外部でいろいろ批判があるわけでありませう。私どもは地方制度調査会というものはいかに諮問機関でございまして、その制度調査会自体が大臣に意見を申し上げる、こういうふうな機構でなければならぬと思う。ところが今の小委員会のそういう審議のやり方によつて、その案を作るのに幹事案なるもの、すなわち自治庁の事務当局の方の案を土台にしてやるというようなことでは、これはほんとうの諮問機関ではなくて諮問機関として外部にはそのように思われておるが、実は自治庁案なるものをカモフラージュするための機構にしかすぎないのではないかと、いふに思われてならないのであります。こういうふうな一体地方制度調査会というものを運営してよいかどうか、地方制度調査会という一つの諮問機関に意見を問うて、その答申を尊重して、仕事を運んでいくという本筋でありながら、その地方制度調査会に自治庁の案を示して、そうして大体その案が大きな影響を持つておるでしようが、そういう影響を持つた案を中心にして地方制度調査会の案ができてくるというふうなことは、私は諮問機関としてのほんとうの道をはずれていくんじゃないか、こういうふうな心配を持つてございませうが、その点について長官はどのようにお考えでございませうか。

○川島國務大臣 幹事はむろん補助機関でありまして、資料等の提出をいたしたり、審議に對するいろいろの補助事務をやるのが仕事でありますから、幹事案が委員会をリードするなんということはあり得ないことではあります。しかも委員の方々——北山さんといふ方も委員の一人であつたわけでありませう。私どもは地方制度調査会というものはいかに諮問機関でございまして、その制度調査会自体が大臣に意見を申し上げる、こういうふうな機構でなければならぬと思う。ところが今の小委員会のそういう審議のやり方によつて、その案を作るのに幹事案なるもの、すなわち自治庁の事務当局の方の案を土台にしてやるというようなことでは、これはほんとうの諮問機関ではなくて諮問機関として外部にはそのように思われておるが、実は自治庁案なるものをカモフラージュするための機構にしかすぎないのではないかと、いふに思われてならないのであります。こういうふうな一体地方制度調査会というものを運営してよいかどうか、地方制度調査会という一つの諮問機関に意見を問うて、その答申を尊重して、仕事を運んでいくという本筋でありながら、その地方制度調査会に自治庁の案を示して、そうして大体その案が大きな影響を持つておるでしようが、そういう影響を持つた案を中心にして地方制度調査会の案ができてくるというふうなことは、私は諮問機関としてのほんとうの道をはずれていくんじゃないか、こういうふうな心配を持つてございませうが、その点について長官はどのようにお考えでございませうか。

○川島國務大臣 幹事はむろん補助機関でありまして、資料等の提出をいたしたり、審議に對するいろいろの補助事務をやるのが仕事でありますから、幹事案が委員会をリードするなんということはあり得ないことではあります。しかも委員の方々——北山さんといふ方も委員の一人であつたわけでありませう。私どもは地方制度調査会というものはいかに諮問機関でございまして、その制度調査会自体が大臣に意見を申し上げる、こういうふうな機構でなければならぬと思う。ところが今の小委員会のそういう審議のやり方によつて、その案を作るのに幹事案なるもの、すなわち自治庁の事務当局の方の案を土台にしてやるというようなことでは、これはほんとうの諮問機関ではなくて諮問機関として外部にはそのように思われておるが、実は自治庁案なるものをカモフラージュするための機構にしかすぎないのではないかと、いふに思われてならないのであります。こういうふうな一体地方制度調査会というものを運営してよいかどうか、地方制度調査会という一つの諮問機関に意見を問うて、その答申を尊重して、仕事を運んでいくという本筋でありながら、その地方制度調査会に自治庁の案を示して、そうして大体その案が大きな影響を持つておるでしようが、そういう影響を持つた案を中心にして地方制度調査会の案ができてくるというふうなことは、私は諮問機関としてのほんとうの道をはずれていくんじゃないか、こういうふうな心配を持つてございませうが、その点について長官はどのようにお考えでございませうか。

○川島國務大臣 幹事はむろん補助機関でありまして、資料等の提出をいたしたり、審議に對するいろいろの補助事務をやるのが仕事でありますから、幹事案が委員会をリードするなんということはあり得ないことではあります。しかも委員の方々——北山さんといふ方も委員の一人であつたわけでありませう。私どもは地方制度調査会というものはいかに諮問機関でございまして、その制度調査会自体が大臣に意見を申し上げる、こういうふうな機構でなければならぬと思う。ところが今の小委員会のそういう審議のやり方によつて、その案を作るのに幹事案なるもの、すなわち自治庁の事務当局の方の案を土台にしてやるというようなことでは、これはほんとうの諮問機関ではなくて諮問機関として外部にはそのように思われておるが、実は自治庁案なるものをカモフラージュするための機構にしかすぎないのではないかと、いふに思われてならないのであります。こういうふうな一体地方制度調査会というものを運営してよいかどうか、地方制度調査会という一つの諮問機関に意見を問うて、その答申を尊重して、仕事を運んでいくという本筋でありながら、その地方制度調査会に自治庁の案を示して、そうして大体その案が大きな影響を持つておるでしようが、そういう影響を持つた案を中心にして地方制度調査会の案ができてくるというふうなことは、私は諮問機関としてのほんとうの道をはずれていくんじゃないか、こういうふうな心配を持つてございませうが、その点について長官はどのようにお考えでございませうか。

○川島國務大臣 幹事はむろん補助機関でありまして、資料等の提出をいたしたり、審議に對するいろいろの補助事務をやるのが仕事でありますから、幹事案が委員会をリードするなんということはあり得ないことではあります。しかも委員の方々——北山さんといふ方も委員の一人であつたわけでありませう。私どもは地方制度調査会というものはいかに諮問機関でございまして、その制度調査会自体が大臣に意見を申し上げる、こういうふうな機構でなければならぬと思う。ところが今の小委員会のそういう審議のやり方によつて、その案を作るのに幹事案なるもの、すなわち自治庁の事務当局の方の案を土台にしてやるというようなことでは、これはほんとうの諮問機関ではなくて諮問機関として外部にはそのように思われておるが、実は自治庁案なるものをカモフラージュするための機構にしかすぎないのではないかと、いふに思われてならないのであります。こういうふうな一体地方制度調査会というものを運営してよいかどうか、地方制度調査会という一つの諮問機関に意見を問うて、その答申を尊重して、仕事を運んでいくという本筋でありながら、その地方制度調査会に自治庁の案を示して、そうして大体その案が大きな影響を持つておるでしようが、そういう影響を持つた案を中心にして地方制度調査会の案ができてくるというふうなことは、私は諮問機関としてのほんとうの道をはずれていくんじゃないか、こういうふうな心配を持つてございませうが、その点について長官はどのようにお考えでございませうか。

○川島國務大臣 幹事はむろん補助機関でありまして、資料等の提出をいたしたり、審議に對するいろいろの補助事務をやるのが仕事でありますから、幹事案が委員会をリードするなんということはあり得ないことではあります。しかも委員の方々——北山さんといふ方も委員の一人であつたわけでありませう。私どもは地方制度調査会というものはいかに諮問機関でございまして、その制度調査会自体が大臣に意見を申し上げる、こういうふうな機構でなければならぬと思う。ところが今の小委員会のそういう審議のやり方によつて、その案を作るのに幹事案なるもの、すなわち自治庁の事務当局の方の案を土台にしてやるというようなことでは、これはほんとうの諮問機関ではなくて諮問機関として外部にはそのように思われておるが、実は自治庁案なるものをカモフラージュするための機構にしかすぎないのではないかと、いふに思われてならないのであります。こういうふうな一体地方制度調査会というものを運営してよいかどうか、地方制度調査会という一つの諮問機関に意見を問うて、その答申を尊重して、仕事を運んでいくという本筋でありながら、その地方制度調査会に自治庁の案を示して、そうして大体その案が大きな影響を持つておるでしようが、そういう影響を持つた案を中心にして地方制度調査会の案ができてくるというふうなことは、私は諮問機関としてのほんとうの道をはずれていくんじゃないか、こういうふうな心配を持つてございませうが、その点について長官はどのようにお考えでございませうか。

りませう。かりにそういう傾向があるといひますれば、それは間違つたやり方でありませうから、本筋に直しまして、どこまでも委員の意思を尊重したいとして諮問案を出してやらう、こういうことは当然でありますから、さういふふうにしむけます。しかし私はさういふことは今信じていないのであります。多くの幹事は幹事の立場にいて行動しているもの、こういうふうなことを考えております。

○北山委員 そういたしますと、今の小委員会の結論といひますか、小委員会案なるものはでき上つたものでございませうか。それとももう結論が出ないで、そのままになっておるというふうなことも聞いておりますが、小委員会案といひますのは、結局結論を得なかつたかどうか。また一つの案ができたものかどうか、それを伺ひたいのであります。

○川島國務大臣 地方制度調査会の任期は今の十七日で切れるのであります。小委員会としてはその前に結論を出したいという気持で、いろいろ御審議願つたように私は聞いておるのですが、結局非常に重大問題でありますので、結論の出ないままに終つておるのではないかと思つております。最後の報告は聞いておりませぬけれども、さう私は承知しております。この点につきましては、後刻行政部長から御報告いたします。

○北山委員 あつて行政部長からお伺ひいたしますが、さうすると、結論として小委員会は七月十七日までの任期である、さうしてその結論は得ないものである、従つて現在の小委員会というものは具体的結論を残さないで、さうして新しくできるであろう委員会に

りませう。かりにそういう傾向があるといひますれば、それは間違つたやり方でありませうから、本筋に直しまして、どこまでも委員の意思を尊重したいとして諮問案を出してやらう、こういうことは当然でありますから、さういふふうにしむけます。しかし私はさういふことは今信じていないのであります。多くの幹事は幹事の立場にいて行動しているもの、こういうふうなことを考えております。

○北山委員 そういたしますと、今の小委員会の結論といひますか、小委員会案なるものはでき上つたものでございませうか。それとももう結論が出ないで、そのままになっておるというふうなことも聞いておりますが、小委員会案といひますのは、結局結論を得なかつたかどうか。また一つの案ができたものかどうか、それを伺ひたいのであります。

○川島國務大臣 地方制度調査会の任期は今の十七日で切れるのであります。小委員会としてはその前に結論を出したいという気持で、いろいろ御審議願つたように私は聞いておるのですが、結局非常に重大問題でありますので、結論の出ないままに終つておるのではないかと思つております。最後の報告は聞いておりませぬけれども、さう私は承知しております。この点につきましては、後刻行政部長から御報告いたします。

○北山委員 あつて行政部長からお伺ひいたしますが、さうすると、結論として小委員会は七月十七日までの任期である、さうしてその結論は得ないものである、従つて現在の小委員会というものは具体的結論を残さないで、さうして新しくできるであろう委員会に

それをまかせる、こういうふうな結果になると考えてよろしゅうございませう。

○川島國務大臣 結論が出ませんければ、新しい委員会に新しく諮問して意見を聞くわけでありませう。法律的に申し上げればそうなのでありますが、従来も御熱心にいろいろ御調査御審議を願っている方々でありますから、御本人に御承諾願えば、大部分は今の方々にお願ひしたい、実質的には同じような調査会にしたい、私どももこう考えて選考をこれからいたそうと思つてゐるところであります。

○北山委員 その問題はあとでまた行政部長にお伺ひします。

交付税の問題でございますが、この交付税の基準財政需要を算定する際に、いわゆる地方公共団体の一般的な行政費を算定する際に、こういうものが考慮されておるかどうかということをお伺ひしたいのです。それは今市町村の末端機構といたしまして、区長あるいは行政連絡員というような名称の末端機構を持つておるわけですが、これは全国的にたくさんあると思つて、これは全国的にたくさんあると思つて、それはその団体から委嘱を受けて、一種の非常勤公務員の資格を持つておると私は考へるのですが、その地区におけるいろいろな市の町村の末端事務をやつておられます。これは何十万おるか、相当の数おると思つて、

が、そういうものの事務費もやはり行政費の中で地方団体の一部は出しておるはずであります。そういうものが一般行政費の算定の中に入れられておるかどうか、これをお伺ひしたい。

○後藤政府委員 おっしゃいますようにな行政連絡員の事務費は現在は見えてお

りません。○北山委員 それはなぜ見ないので

か。これは末端の市町村から見ればやはり重大な手足である。しかも最近自治庁としても、いわゆる部落会、町内会というものを何か利用方法がないかと思つて、いろいろ御研究になつておられるようであります。ところがその末端機構というものは実際費用がかかると、その実費を全部出すのでなくとも、一部の手当とかあるいは事務費等を出してもこれは相当の金額になると思ふ。なぜそれだけ相当の金額になるものを行政費の中へ入れないか、それをお伺ひしたい。

○後藤政府委員 国が行政費の中へ入

れておりません理由は、法律的根拠のある義務的経費でないからというものが大きな理由であります。もう一つは、標準団体を想定いたします場合——人口十万人の標準団体を今まで考へてきておるのでありますが、その場合に、今申しましたように、どの程度の義務的経費を入れるかという問題でありまして、法律的根拠がございませぬので一応そうしておりますが、合併をいたしました場合に必要なのは私も承知いたしておりますので、合併の算定がえの場合及び合併に基く財政需要を見ます場合に、やはりその中に含んだものというふうに考へております。

○北山委員 もちろん法律でそのよう

な区長なり連絡員を置くというよう

なことはございませぬけれども、しかし例の占領軍の命令でもって部落会、町内会を解散したときに、地方団体としては非常に困つて、仕方なく囁話としてそういう制度を設けるということが

全国的に行われておる。今でもそれが

行われておるわけですが、これは膨大な機構だと思ふ。そこで一体そういうふうな非常勤公務員がどのくらいあるかというところについて、自治庁としては資料を持つておいででしょうか。○後藤政府委員 私の方にはなくて行政部の方にあるかと思ひますけれども、全国的な統計資料としては出ていないじゃないかと私は考へます。地方的なものはある程度資料があるのではないかと考へております。

○北山委員 これも行政部の管轄であ

りますからまたあとでお伺ひします。

しかし少くとも自治庁には公務員課というものが設けられておる。公務員課というものは、何も月給をもらつておる公務員だけの課ではないだらうと思ふ。非常勤公務員だつて公務員ですから、消防団員なりあるいはこういうふうな地区連絡員なり、こういう機構が非常に多いのです。おそらく三百万くらいに達するんじゃないかと推定するのです。そういう非常勤公務員をたくさんかかえた地方行政機構です。非常に膨大な一つの特性を持った機構なんですから、自治庁というものが科学的に地方行政を運営していかれるという以上は、このような地方組織あるいはそういう機構についても、ある程度の資料はこれを集めればすぐ集められるのですから、集めておらないというこ

とはまことに怠慢ではないか。地方行政の実態がそこでわからないというところになると——ことに最近町村合併の結果として、役場というものが住民から離れていきつたところ、遠いところに役場ができる、今までの役場が廃止になつてそして離れたところに役所がで

きる関係上、地区連絡員、区長制度というものをどういうふうにしようかと

思つて、自治庁などでも何か考へてお

られるようではあります。そういうふうな実際の行政上において非常に重要性を持ったものについて一向調査しておらない。そうしておいて地方団体の人員費が多いとか、給与が高いとかいうことだけを調べておられるんじゃないか。この調査を置いておるかというふうにも言いたくなる。これらの点について一つ大臣からはっきりとお答えを願ひたい。もしもそういう非常勤公務員の調査をしておらないならば、これは怠慢だと思ふのです。

○川島國務大臣 私は各公共団体における非常勤職員の数等の調査ができ

るかどうかということをお伺ひしたい。存じませぬけれども、自治庁といたしましては常に地方団体の実態を把握することは当然でもあります。し、やるべき仕事でもあるのであります。必要な仕事はどしどしやつておるのだというふうには信じておりますけれども今の御指摘の点はどういうことになつておるか、ちよつと実態は知りませんが、私はお答え申しかねますけれども、根本の考えをいたしましては、現在のような大改革を要する時代の地方団体でありますからして、ほんとうの実態というものをよく把握しまして、それに基づいた施策をほどこすことは当然必要だ、こう思つております。

○北山委員 そういうふうな地方行政

の実態の把握がなされないで、単に道州制の問題であるとかあるいは知事の官選であるとか言うことは、まことにこれはおこがましいと思ふのです。やはりそういうものをちゃんと把握し

て、そしてその上で地方行政機構の問題あるいは事務配分の問題を論じ得るのであつて、それなしにただ知事は官選にすべきか公選にすべきかというようなことを言つたり、二、三の府県を統合した方がいいのだと言ふことは、これは机上の議論にしかすぎないと思ふのです。従つてそういうふうな点について今後自治庁が特に注意を払つて実態の把握に努めていただきたいと思ふのです。さらにたとえば外郭団体の問題でも何カ月もたつておるのです。鳩山内閣が、外郭団体のことを前の西田さんのときに整理すると天下に声明をして以来四カ月ないし五

カ月ぐらいたつておる。しかしいまだにそれができていない、こういうことでは一体いつになつたならばこういう地方行政のほんとうの合理的な改革の基礎になる調査ができるか、まことに心細いといわなければならぬ。ところが反面先ほどちよつとお伺ひしたのですが、せんだつて地方議員大会のときに出張して上京して来た地方議員の数は四百何十名であつて、その旅費が何ぼだというふうなことは割合正確だといひますか、ここまかに発表になるといふことは、自治庁あるいは政府のそういう筋では、どこに目をつけて地方行政というものに対応しようと思つておるか、私はほんとうにまじめに考へておるかどうか疑わしいと思ふのですが、一つそういう点を十分御注意を願ひたいと思ひます。なお外郭団

体についてはこの前に申し上げました

が、これはいつその資料が出てくるの

でございませうか。

○川島國務大臣 外郭団体は国家的の

両方あるのでありまして、国家的性格を有しておるものについては当然調べができておるわけでありまして、地方的ものがどこまで進んでおりますか、至急に調べまして、できるなら明日の当委員会に報告するようにいたします。

○北山委員 それでは一つ明日行政管理局の担当者に来ていただきまして、現在の調査の進行状況をお知らせを願いたいと思います。

それから先ほど地方財政に関する腹案というお話がございましたが、今の交付税の制度を将来長官としては一体どのような方向に持っていく方がよいと考えておられるか。現在の制度で、地方財政の需要がふえるならば、それに応じてふやしていく、そうしてやはり主要な地方財源としてこれを持っていく、こういうふうなお考えであるかどうかこれをお伺いしておきたいと思ひます。

○川島国務大臣 地方交付税は昨年新しくできました制度であります。今年からは第二年度に入ったのでありまして、この制度で今後永久にやるべきかどうかというについては、もう少し経緯を見なければわからぬと思うのであります。さしあたりましては、やはり現在の制度でやっていきたい、こう考えております。

○北山委員 今度の改正案の中にも入っておりますが、例の普通交付税と特別交付税との取扱いでございます。従来であれば、普通交付税の方が足りなければ、百分の二でございますか、特別交付税の方に食ひ込んだ。これを今度は改めて、特別交付税は百分の八に固定しようというふうな考えのよう

あります。そうしますと、普通交付税の方が、だんだん交付税の総額というものと、実際の地方団体の財源不足額の開きがひどくなつてきやしないか、こういうふうなことを考へるわけです。すでに昨年度においても何パーセントの開きがあったかと思ひますが、昨年の開きは大体どのくらいの金額あるかは率になつておったか。それからもう一つの問題は、昨年度の特別交付税はどういうふうな割合に配分されたか、その実態をお知らせを願ひたいのであります。

○後藤政府委員 昨年の普通交付税の財源不足額との差額は約九十億でありまして、調整率は三・二五%であります。昨年は六%でありましたが今年は八%に直しております。直しました理由は、合併町村が非常にふえましたので、それから退職手当等の財政需要がふえておる。それから奄美群島の善後処理によりまして増えた。特別交付税の交付要因が増加いたしましたのであります。どうも六%の特別交付税ではまかないきれない状況にありまして、元を直しまして八%にしたのであります。本年はパーセントは昨年と同じくらいになるかもしれませんが、財源不足額との差額は少くなりはしないか、かように私は見通して

おりますが、しかしこれは計算をしてみなければわかりません。従つて八月に計算をすることになっておりますが、大体今の見通しとしては、財源不足額との差額はそう大きくない、かように考へております。それから特別交付税については財政課長からお答えいたします。

○柴田説明員 二十九年度の特別交付

税は、補正予算によりましてあとから加わりました四十億を全部特別交付税の中に入れました。その結果、総額は百十一億三千九百万円、そのうち県分が七十三億七千万円、市町村分が三十七億六千万円でありまして、そのうち県分の七十三億七千万円では、警察費の実態調査の結果、従来の基準財政需要額の過小算定並びに警察官の整理によりましてところの退職金その他普通交付税において十分見られなかつたもの、そういうようなものに四十億を充てました。あとの三十億のうちで、約十億はよつと金の災害関係の金であります。あと十億少しの金が基準財政収入額の過大算定、基準財政収入額の主として法人でございますが、法人の事業税とそれからたばこ消費税、これにつきまして過大算定でありました分を補正をいたしてござります。あとのものは雑多な事由でござります。市町村分の三十七億のうちでは、これも約七、八億のものが災害関係の経費、それから合併関係の経費に大体十五億くらいを見ております。それから基準財政収入の過大算定を直しました分、これは法人税制とたばこ消費税、それから市町村民税の所得割それから釅酒税等でございますが、さようなものを入れて約十億、あとは国土調査に伴いますもの、あるいはその他の雑多な理由に基く配分でございます。

○北山委員 ただいま詳細にお伺ひしたのですが、ことしの財源不足といふものは少くなるだろうといふのは、多分基準財政収入の方がふえる、こういう見通しだろふと思ひますが、それは単に財政計画上の税収の五十億で

か、ああいふものを見ておるわけですか。

○後藤政府委員 昨年とことしと違ひます点は、五大市の警察が移つて参りました関係で、五大市がほとんど交付団体になつて参りました。従つてその関係でもつて不足額が動いてくるのであります。それから警察側が昨年は三月でござりましたが、ことしはなくなつて参りますので、市町村分の関係が違つて参ります。そういうことで全体としての見通しでは、そう大きな率は――三・三%くらいになるかもしれないけれども、不足額そのものは、そう大きなものではない、か、こういうふうに見通しておるわけでございます。

○北山委員 収入の方には触れておらぬようですが、やはり収入の方も関係があるんじゃないですか。たとえば市町村民税の標準税率を百分の十三を十五に直したとか、ああいふような点は関係ないですか。

○柴田説明員 御指摘の通りの点があるものであります。市町村民税の昨年度の計算は、財政計画上の計算に第一方式と第二方式――少し詳しく申し上げますと、市町村民税の計算をいたします場合に、第一方式と第二方式とをとりまして部分の割合を推定いたしました。それその算定根拠に立つて計算をいたしたものを加えるわけでございます。昨年はそれを加えたものから県民税相当額を県の方に持つていった、従ひまして市町村分の計算の中にやや問題点を残しておつたのであります。が、本年度はその点は直つております。財政計画上の計算は実態に即した

係から言いますと、基準財政収入を計算いたします場合には、第一方式でもつて計算いたします。第二方式でもつて計算いたします。第一方式でもつて計算をいたしております。従来から財政計画上の問題といたしまして、第一方式を基準財政収入の算定に使用しながら、第二方式も含めた部分を財政計画の中に入れておるのはおかしいじゃないかという議論があつて現在まだ解決しておらぬ部分があるわけでございますが、その間のズレが従来も若干出たおつたわけでございます。その関係のズレが昨年の場合と比較いたしましたら、本年度の場合においては少くなるのではないかと、財政計画の計算が昨年よりより実態に近くなつておるといふことから、そういうことが言えるんじゃないか。昨年度の交付税を算定いたしました結果をながめて参りますと、その関係のズレで、市町村分が、財政計画と比べますと、非常に少く基準税収入が算定されておるといふ結果になつております。そのような関係で、財政計画上の額と実際に市町村に行きま

した額との間に開きがあつた、言いかえますならば、県の方に行くべき交付税が若干市町村の方に寄つておつたという関係があつた。それはあと補正予算後におきまして若干調整をいたしましたけれども、十分調整がし切れなかつた。本年度は、基礎となる財政計画の税収入の算定が直つておりますから、そういうような関係がなくなるだろう。そういういたしますと、昨年九十億ばかり不足額が出ましたが、さようなものもつと減るのではないかと考へております。

○北山委員 次に、特別交付税の配分

について、町村合併の関係で昨年は十五億くらいあったということでございます。行政部長もおられますからあわせて伺いますが、ことしの見通しとしてはどういふ程度になるか。それから町村合併について、特別交付税から出る分は二十万くらいだと記憶しておりますが、大体どのくらい平均に出るか、この点もあわせて伺いたいします。

○柴田説明員 本年度の特別交付税の計算の場合に、どのくらいになるかという御質問でございますが、これは実は本年度の特別交付税を配ります二月までの間に、合併がどのくらい進むかということによって数字が變つて参りますので、今ここでどのくらいということとを申し上げるわけにはなかなか参らぬかと思ひますが、昨年行いました合併の金額は、合併町村が第二年度に入りまします、その部分だけは当然ふえて参ることになります。ちょっとここで概算はできませんが、昨年より相当ふえるだろうという感じがいたします。昨年配りました十五億の中身でございますが、合併の算定がえに倅いますもの、これは合併促進法に、合併町村につきましては、合併前の状態においてその町村のあった場合に交付されるであろう交付税の額を下らないようにするとう規定がございますが、それによりまして算定がえをいたします。その算定がえの特別交付税の額が、計数はよく覚えておりませんが、大体三億くらいであったと思ひます。それから新市につきましては、四月一日でもって計算いたしましたために、四月一日以後において市制をしきました市につきましては、社会福祉関係の経

費が普通交付税の算定に入っていない、その部分の算定をするのでございします。その部分がたしか七億くらいであったと記憶しております。あとは合併に伴います雑多な、いわば合併関係の経費と言われるもので、これは第一年度目につきましては、一市町村当り大体四十万円見当のものを合併関係経費として見ております。初年度におきましては合併の奨励補助金が出ます。その裏づけ不足分を、第二年度目におきましては、その四十万円の六割見当、第三年度目におきましては四割見当というふうに、通減しながら、三年間合併関係の経費を見るわけでございます。その関係が、昨年度は合併したものが多いいのでございしますから、初年度は額が低い。次年度におきましては、合併関係の奨励補助金が多くなりましますから、逆に金額がかさばる関係で、ふえてくるのではないかと思ひます。

○北山委員 行政部長が来られましたから、先ほどの地方制度調査会のことをお伺いいたします。先ほど伺ひしたものは、地方制度調査会の小委員会の審議状況でございます。いろいろ世間にも伝えられておりますが、ほんの一部分しか伝えられておらず、そこで小委員会のいわゆる府県制度を中心とした結論が、一休現在の小委員会でも出て出ること出ないのか。何でも結論が出にくいから、今度の委員会では結論を出さないで、新しい委員会におきまかせするといふふうにも伝えられております。それからまた審議の内容、審議の経過については、いろいろ意見が分れてなかなかまとまらなかったというので、自治庁の事務局の方の幹事案なるものが出て、それが世間に発表

になつておるのであります。そういうふうな幹事案を出すことは、委員会あるいは地方制度調査会の答申をゆがめるものではないか。諮問機関としては独自の意見を答申すべきものである。従つて事務局からそういうふうな案を、たとひ求められても出すべきでないんじゃないか。もしもその結果として地方制度調査会の結論が出ないとなれば、これはいたし方がない、かように考えるわけですが、幹事案なるものが特に大々的に世間に伝えられておりますから、どうも諮問機関としての地方制度調査会の権威に私は非常に疑問を抱くので、この経過について伺ひをするわけですが。

○小林(興)政府委員 今のお話の問題であります。これは起草委員会を地方制度調査会に設けられまして、学識者の方々に組織され、そして府県制度を中心とした根本的な改革についての論議を進めてこられたのであります。今もお話が出ておりました通り、これは何分にもきわめて根本的な問題でありまして、委員の方々の議論もきわめて多岐にわたる、なかなか落ちつくところがあるのかないのか、落ちつくけれども、要するに意見がいろいろに分れてまゝとつておらないのであります。そこで今幹事案の話が出ました。従来小委員会の間においていろいろな意見があられたものを、幹事の方でその意見をまとめて論議の種にしてくれぬか、こういう委員の方のお話がありまして、そこで論議の種になつた問題を、実は書記のつもりでまとめて作つたことはございします。それが何か知らぬが自治庁の幹事案というよ

うな形で、印刷にはなつておりませんが、外に知られておるのであります。これはわれわれとしては実に迷惑をいたしておることでありまして、各委員の意見を集約したものでございします。どういふ案をこらんなつたか知りませんが、第一案、第二案という形で、出た時期が二つあります。それからその後最大公約数をまとめたものを作つてもらへぬかというお話があつて、各委員の最大公約数をまとめるということも事務的にやつたこともございします。それらを基礎にして論議が進められておるのであります。やっぱりなかなかまとまらないのであります。大体任期の終りが近いのであります。調査会といふこともございまして、きりだけ任期中に小委員会としての結論を得たい、こういうわけで、小委員会はぜひぶん御勉強していただいております。まだたけけれども、今日の段階に至るまではまだ委員会としての案も十分にまとまらない、こういう現状でございます。最後に小委員会では、今言ふ幹事案というやうな形でいろいろ出て、世間に誤解を受けてはおかしいのでありまして、今お話の通り委員会独自の案で作るべきであります。幹事はその世話をするだけの問題であります。なおかつ誤解を受けてはおかしいからというので、さらに起草委員というのを委員の中で選ばれて、起草委員のところで案をまとめて起草しようという段階にまで至つたのでありますけれども、それもまだ結論には到達できない模様であります。任期中にはなかなかできないというのが実情じやないかと存じております。

○北山委員 そうすると、この小委員会の意見がどういふ点で分れたのですか。対立した意見の大きなところだけをお話し願ひたい。

○小林(興)政府委員 委員会の中の話でございますが、私の承知しているところでは、第一に府県の性格をどう考えるか、これは大きな問題だろうと思ひます。それから府県の区域をどうするか、その場合、数府県の統合論もあれば、もう少し大規模な、いわゆる道州制論として伝えられておるやうな大規模なものを考えるべきじやないか、こういう意見もあるものであります。それからそうした組織の機構、議会、理事機関、議決機関というものをどういふふうにかけるか、理事機関とどういふものについての選任方法をどうするか、議決機関の構成をどうするか、並びに理事機関の内部の下部の組織というものをどう考えるかというふうな問題が、一番大きな問題であらうと思ひます。それからさらにその財政というものをどう考えるか、財政権というものが、題目として大きな問題であります。これはそれぞれ相からみついておる部分もありまして、意見が一致しておらないのであります。そうした府県制度一般の問題と並んで、さらにたとえば首都の問題とか、いわゆる特別市の問題とか、北海道の問題等もやはりあわせて考えながら、一般制度を考えなければいかぬのじやないかというやうな意見も出ておるわけでありまして。

○北山委員 この際長官にお伺ひしますが、いろいろ伝えられるところでは、自治庁としてはいろいろな府県制度についての案のうち、府県統合案、そういう考え方をもちのようによ



つと印象を持っておるのですが、府県統合案を押し進めようというお考えであるかどうか、この際承りたいのであります。

○川島国務大臣 今日行政機構の一つの欠陥は、府県も完全自治体であり、市町村も完全自治体であるといふところにあるのでありまして、従いまして市町村合併が促進され、これが大体完成いたしましたあかつきにおきましては、府県の性格というものに對しても相当の変化を来すことが当然ではないかと考えておるのでありますが、しからば府県を合併するとか、あるいは道州制にして新たな性格をどういふふうにするかといふことについては、まだまとまつた考えは持っておりません。

○北山委員 この問題はまた別の機会にお伺いすることにしまして、先ほど行政部長にお伺いしたいと思つたもう一つの問題は、いわゆる末端機関です。市町村の末端機関としての区長といひますか、あるいは地区連絡委員といふような名称を持っておるものがたくさんあるわけです。その調査ができておらないようなお話でありましたが、行政部の方で調査になっておるらしいのでありますから、調査ができておるならばお示しをいただきたい。

○小林(興)政府委員 市町村の末端機構全般についての調査は、実は私どものところにはございません。われわれとしましては個別的に知りたいと思つて、多少部分的に調べたものはあると思ひますが、全国全町村についてという調査は現在までやっております。

○加賀田委員 この際川島長官にお伺ひいたしておきたいし、明確にしても

らいたい点があるのですが、実は先般本会議で私が地方財政再建整備特別措置法案についての質問の中で、三月三十日に参議院の地方行政委員会が秋山長造君の質問に答えて、平衡交付税を五割程度上げたいという答弁があつたわけですが、これを質問いたしましたときに長官は、そういう覚えはないといふような答弁でありました。再質問しようと思ひましたが、時間的な関係で私は委員会に譲つたのですが、あらためてその問題に對して三月三十日の會議録、並びに秋山君自身にもそういう問題を確かめたのです。會議録にも確かに載つておりますが、その点に對してあらためて御答弁を願ひたいと思ひます。

○川島国務大臣 先だつて本会議で、加賀田さんからの御質問突然でありまして失念しておつたのであります。が、そのときに私はそういうことを言つたことがないと言つたのは、全く錯覚でありまして、取り消しておきます。御了承願ひます。

○加賀田委員 そういたしますと、長官としてはやはりそういう趣旨に沿つて、本年度の地方財政の赤字を救う一環として、やはり二七割に交付税を上げるように努力されたと思ひますが、努力の結果、経緯等に對して簡単に御説明を願ひたいと思ひます。

○川島国務大臣 二十九年度の財政計画を基礎にしまして、大体二十八年

ぬのでありまして、しばしば申し上げるのでありますけれども、全部の地方団体がありませんが、非常に赤字に悩んでゐる地方団体といつたしましてはいわば非常事態なのでありますから、すつかり従来と財政運営の面を切りかえまして事業の圧縮、事務費その他の削減等によりまして赤字解消をせよといひたい、こういう考え方に立つておるのであります。たゞ交付税を直すとしてそれが二五割にすべきか、二七割にすべきか、また知事会が一応要求したように三〇割にすべきかといふことについては、相当考究の余地があるのではないかと、もう一つ地方財政の建て直しにはたゞ交付税だけいじつたりしてそれで果していいのか、それ以外にも財政的の措置、機構改革の処置などをする面があるのではないかと、たゞ交付税を直すだけでは、幾パーセントがいいかといふことの結論はちよつと出ないのであります。私まだ実は速記録をよく読んでおりませんので、どういふことを申し上げたか知りませんが、おそらくそのときの氣持は、現在通りにやれば五割くらいは引き上げは必要じゃないか、こういう意味で申し上げたと思つておるのであります。ただ載つておるのとだけは承知しましたが、当時の応答全部を私精讀しておりますから何ともし上げられないのであります。ただいまの心境は今申し上げた通りであります。

○加賀田委員 三月三十日の長官の言明の内容に對して云々言つておるのではないのです。私が今質問しましたのは、もちろん交付税の税率を上げると

いうことだけで、現在の地方団体の財政というものが再建できるとは考へておりません。あらゆる問題をやはり総合的に検討されなければならぬと思ひます。しかしその一環として、長官は二七割程度ほど上げなければならぬのではないかと、この意思をお持ちになつたと思ひます。今聞きますと、その意思があるいは大蔵省との交渉の途中で長官自体で変更されたような答弁ですが、長官としても大蔵省等に対して、地方財政を救うためのそうしたいろいろな折衝、努力をされたと思つて、そういう努力に對して大蔵省としてどういふ態度をとつたか、あるいはどういふ程度に努力されたといふことの経緯を御説明願ひたい。どうも長官は、大蔵大臣をかばうのに、防波堤になつておられるような傾向もあると思ひますが、私は別に長官を責めるといふのではなくして、努力されたといふことは陰ながら聞いておりますが、その努力のいかんによつて、われわれとして大蔵大臣にもそれらの真意を確かめなければならぬので、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 交付税の引き上げにつきましては、大蔵大臣と相当長い間にわたつて折衝をいたしたのでござい

十年度においては再建促進法なりまた自治法なりの改正によつて、多少でも財政が改善されるならばそれも期待して、それを見上で一つ三十一年度においては根本的に國家の力でもって財政の立て直しをしよう、こういう結論に到達したわけでありまして。しかしそれでもなお足りないものでありまして、そこで最後の折衝におきまして、たゞ公益金の中から三十億圓と、それから入場税におきまして三月の分の繰り上げ支給をしようといふこと、十分の一國庫がとるのをそれを地方に回して、もう一つ約二十五億圓になるかと思つてあります。私はこれで決して十分の折衝において大蔵省に認めさせたわけでありまして。私はこれで決して十分の

○北山委員 ただいまのお言葉ですが、そうすると三十年代ではどの部分をやり、三十一年度ではどの部分をやるというふうなものがやはりあると思ふのです。ただ漫然とことしばかりではとても足らぬから、来年も続行するといふのではなくて、三十年代ではどういふもの、三十一年度はどの程度や



に申しまして、補助事業に對します起債の總額は決定しておりますので、一應本年度つけますところの起債のワケはこの程度であるから、起債のワケに見合つて事業をきめるようにというふうな指導はいたしております。

その割当てられると予想される額を基礎にした事業計画を立てていくかどうか。問題は、その計画の立て方によつて充当率が多少動くかもしれないが、できるだけ一般財源を持ち出さないようにやるよう、十分指導をいたしております。補助率の引き上げは、一般の赤字団体についてはございませ

せん。今のところ法律がちゃんとございせんので、できないと思ひます。それから第三の奨励的な補助、予算がありまして法律のないもの、これにつきましては、ちよつと明確な御返事ができないのでありますけれども、再建整備団体につきましては、できるだけ補助率を引き上げるようにいたしたいと考えておりますが、ただここに法律でしほつておりますのは「国の利害に重要な関係がある事業及び国が当該財政再建団体に負担金を課して直轄で行う事業で政令で定めるもの」こういうふうになつておりますので、これは奨励的事業は一応含まないのではないかと、これに含まれるのは無理ではないかというふうに考えております。従つて奨励的な補助は各事業官庁でもって考えてもらふ以外にはない、かように考えております。

本年の起債の計画は、起債計画で申しましたように、総負担額が約九百億であります、その九百億の約六〇%の充当率を受けております。従つて四〇%は一般財源を使い、六〇%は起債を

する、こういうふうには私どもは計画を立てております。

○鈴木(直)委員 そうしますと、さつき後藤財政部長から、補助金の率は赤字団体について引き上げるんだと、大臣と違つたお話がありました、それは今読み上げられた再建整備法の条項に該当するものについては引き上げる方針であつて、大蔵当局とはや話し合ひもいたしておるが、決定はしてない、各省との関係はこれからやろうとしておるのだというふうな意味におけるさつきの発言でありますか、その点をばつきりお聞きしておきます。

○後藤政府委員 この法案につきましては、いろいろ問題がありまして、大蔵省との間では意見は一致してあります。しかし事業官庁との間では必ずしもこまかいところまで現在決定してないのが実情でございます。

○鈴木(直)委員 そうしますと、補助金の率はそれぞれの法律で決定してある、しかしながら赤字団体については、そのそれぞれの法律にもかかわらずその規定によつて引き上げることができ、こういうふうにはつきりなつていて、その条項に基いて、一般の法律にかかわらず引き上げていくというふうには解釈していいか、またその点については一体各省が承認するという見通しがありますか、また自信がありますか、その点を大臣にお聞きしておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 再建促進法を出しますときには各省間でも相当もめまして、ずいぶん深刻な交渉の結果、ようやくこれが認められたのであります。ことに補助事業をやつておるところの建設省、厚生省、文部省、農林省等と

の間においては、事務当局同士でも相当接觸をいたしておるのでございますから、法案が成立いたしますれば、大蔵省とも協力いただけるのではないかと私は考えておるのであります。しかしこれは個々の問題についてであり、今財政部長からはつきりしたことは申し上げられなかつたのだらうと思ひますが、大体的に申し上げまして、政府部内におきましても地方財政はどうしても再建しなければならぬという考え方は一致しておるのでありますから、私どもは協力してやることは十分期待できるものだ、こう思つておりますし、またそう申し上げる原

因は、これは提案までに各省間で相当折衝を重ねた案でありますから、その点は私は大體安心をいたしてあります。

○鈴木(直)委員 再建促進法の二十六カ条を見まして、これは地方団体のためにあると考へられるのは、今の条項しかありません。あとはみな押える条項ばかりです。二分などというものは六分五厘をこす二分ですから、しかも予算は七千五百万円だけなんです。そんなものは何もありがたいものではない。ありがたいのは、政府から再建整備団体に指定されれば、国の補助率が大幅に引き上げられるということに地方団体の唯一の特典がありそれ以外に何もありません。もちろん交付金を引き上げるといふような別途措置があれば別ですけれども、それはない。でありますから私たちはこの法案を審議する場合に、その旨を得なければ、とうていこの法律を承認するといふ氣持になれない。従つてこの再建整備法の審議がある程度終了するまでの間において

は、各大臣と協議して、そして總理大臣を含めた閣議において決定して、そういう条項は必ずこの程度上げるのであるといふはつきりした言明をとつておいていただかなければいけないと思ひます。そうしなければ、これでほんとうにありがたいのだといふのは、何回も申しますが、あとないのです。その点はこの機会にあらかじめお願いをいたしておきます。

それから第二は、それに関係ないところの赤字団体であります、この点についても後日お伺ひしたいと思つておるのですが、今閣連質問においてお聞きしておきたいと思ふのですけれども、先ほど後藤財政部長の話によると、大臣の言明は間違つておるんだ、赤字団体には補助率を上げるのだというお話がありまして、これはいいなと思はれたのであります。ところがあらとは、再建整備法以外にはそれをするところの法律が別にできておらないのだから、結局それについては補助率を上げることはできないのだということに落ちついたやうです。それでは赤字団体の根本的解決にはならないので、先ほど後藤君が言われたやうな考へ方でもつて赤字団体について公共事業に対する補助率を上げるんだという考へ方を持ち得ないかどうか、その点を大臣並びに財政部長にお聞きしておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 鈴木さんの御意見はよくわかりました。十分考慮いたします。ただ再建促進法が補助率を上げるだけに一番重要な意味を含んでゐるのだ、こういう考へ方は私どもの考へと非常に違ふのであります、今地方が一番困つてゐるのは資金なのであります。

す。二十九年で出るだらうと推定される五百八十億の赤字のその資金繰りに困つてゐるのでありますから、これを何とか一つたな上げなければ月々の月給の支払いにも困つてゐる。これが地方の事情でありますから、この意味におきましても、どうしても今日御審議願つてゐる再建促進法というものは成立させたい、こう思つておるわけでありまして、その点は十分御了解願ひたいと思ひます。ただ鈴木さんの先ほどの御意見はよくわかりましたから、十分考慮いたしまして適當な処置をとつてみたいと思つておるのです。ただこの審議中にはつきり答へできる時期に到達するかどうか、何しろ相手が多い上に期間が短いので、ここでそれを確約はできませんが、お氣持は私とちよつと違ひないのではありませんか、そういうふうな努力いたしまして、できるだけ御納得のいくやうな処置をとりたいと思つておるのです。

○鈴木(直)委員 問題は別の方に行つてしまひますが、大臣のお話によると、もちろん長期債に切りかえて、七カ年以内においてこれを償還するといふ措置が根本処置であるから、當然そうあるべきであると思ひます。しかし二十九年に起きたところの百二十三億の長期債の切りかえの方針というものが現に計画の中に含まれていない。これは四百六十二億の処置として二百億でやれるであらうといふことで計画されてゐるのであつて、その後発生した百二十三億に對するところの長期債の切りかえといふものは、その後発生した事実であつて、それに対しては何ら措置ができていない。それに対してはやつてみればそのうちまあ何とか



なるであらうという大臣のお考えであるが、それはそうかもしれないが、この法律の計画の中にそれが計画されておらなかったということなのでありまして、新しい事態が生じたのであるからして、その新しい事態に対するところの何らかの計画というものがあつていいのじゃないか。たとえば五十億出さなければならぬ政府資金をさらに追加するとか何とかいうような措置があれば、大臣の言われるように従来の赤字が解消ということにもなるけれども、その点について非常に計画的に計画されない部分が出てくるものに対する処置が行われていないということ、は、明らかに言えるのではなからうかと考えるのであります。

次にもう一つこの赤字の処理の問題であります。再建整備法によつてやるものはほとんど団体として少数だ。府県から見ると数府県だということでありまして、あと市町村から見てもきわめて少い。ところが大部分というのは幾らかの赤字を持つておるものである。これに対するところの再建整備法による救済というものは何ら法律にはありません。従つてこれらのものに対して幾らかでも何らか長期債の切りかえをすることができれば、その人たちは自主的に再建整備ができるわけですね。そういう措置が少しもとられていない。そういうものに對してやはり別途に考える必要があるのではないかと、いふふうな考えがあるのであります。現在赤字団体に対する補助率の引き上げという問題がありましたからこの点を申し上げるのではありませんが、この点についても何らかの考え方は必要ではないかと思ふのであります。大臣

においては、どういふふうにお考えになりますか。

○川島國務大臣 現在政府資金五十億、公債債百五十億、二百億を計上して二十八年度の赤字の四百六十二億のたな上げをしよう、こう考えたことは御承知の通りであります。しかし、二十九年に出る赤字をどう処理するかという点につきましては、先般も申し上げたのであります。大体この二百億の再建整備債というものが発行し得るかどうかということも、これは全く未定でありまして、幸いにこの法案が成立をいたしまして、赤字団体に對して私どもが勸奨いたしまして、全く地方の長と議會との自主的な決定に基いてやるのであります。それから、大体先般政府委員からお話し申し上げた通り、県並に市についてこの法律を適用されるかどうかという点は推定はいたしておりますが、果してその通り行くかどうかというところは全く未定であります。一応二百億でスタートをしまして、さらにこれが足りない場合には、本年度においても、公債債によつて、不足分は予備金その他適当な方法によつて利子補給をする処置をいたしまして、三十一年度においてこれを解決しよう、もともとそういう考えで出発をしておるのであります。二十九年度に出る赤字を全然考慮に入れないのではないのであります。ただ法案を作るときにはまだ決定しておりませんから、一応二十八年度の赤字だけを基礎にして案を立てておるわけでありまして、この点は前にもお答え申し上げたかと思ひますが、繰り返してお答えを申し上げます。

それから再建整備債でない一般赤字

字団体についてはどうするのかという御意見であります。これはまことに、ごもつともなことでありまして、この再建整備法におきまして、赤字団体に對しては赤字解消をすることのできるようないろいろな方策について、一部分この法律を適用するようにはいたしておりましたが、これだけで私も足りておらず、これは考えておりました。一応この法律の成立によりまして、最も赤字に苦しんでいる地方団体の姿というものをしつかり建て直しをしたものにしてもらひまして、その上に國において相當の措置をしよう、こう考えておるのであります。これは社会党の方々からしばしば御議論があつて、少し知られておるのですけれども、給与の問題については、この法案をきつりして、秋にははつきりいたしますから、給与の面などにつきましては相當考慮をする余地があるのではないかと、そういう突進がすつかりわかつたところでも、地方団体の再建のほんとうの姿に展そう、これが先ほど申し上げておりました。三十一年度にはまだならなければできない、これがこういふ考え方になつた根本の理由でありまして、お説の通り再建団体以外の赤字団体についても、なお今後相當の援助の手を差し伸べることは必要だと考えておりますが、現在のところは、まずこの程度でスタートしたいという今の考え方であります。

○鈴木(直)委員 さらに後藤君にお伺いしますが、一般赤字団体については起債を見ておいて、そうして起債のワタ、範圍内において公共事業をやるように指導するというか、やるんだということになるのであつて、そうすると今後は全國を通じて公共事業というものの對する府県の自治体あるいは市町村の自治体の独自性というものが全然なくなつてしまふ。地方起債を割り当てる、それは地元負担である。その地元負担に應ずるところの公共事業を起させるのだというふうなことに、行政指導をしていくというふうなことになるようにお話になっております。そうなりますと全く財政的にも地方公共団体の独自の考え方というものは一掃されて、その点から世にいわれておる中央集權的な行政が推進されるという結果になるのではないかと、ある程度起債以外の地元負担をそれぞれ独立財源でもって負担できるということであれば、これは地方においても、獨立的な公共事業をやり得るのだけれども、實際は、地元負担は起債によるのである。そうして起債のワタはきまつておるのだ。そうしてその起債のワタを割り当てる場合に地元負担額として割り当てるのだ、その見合ふ公共事業をやつてもらうんだ、こういうことになるのであつて、そうすると實質的に地方の自治体独自の考え方というものはできないようなことになりはしないか、こういう点から考えて、やはりある程度のゆとりというものを持つ必要があるのではないかと、いふふうな考へるのですが、そういうことに對する考へ方、地方の自主的な運営というものと、今のような方針というものの、關係において自主性が非常に失われすが、その点についてどうお考えですか。

○後藤政府委員 私どももいたしまして

ては、今までの赤字団体のやり方を見

ておりますと、から財源を組みます場合に大体公共事業は起債で組んでおるのであります。とても望み得ないような起債を望んで、そうしてそれが赤字になるという場合と、一般財源をふくらまして特に交付税をふくらまして見ていく、この二つの方式があるのであります。まじめな団体は交付税もたくさん見ますし、税もたくさん見ますし、起債も前年度を基礎にして自分の事業量を考へてかたく見ていくのであります。から、赤字はそう出ないのであります。ところがふまじめな団体と申しますか、赤字を多く出します団体は、特に財源の方に起債を持つて参ります。従つてわれわれとしては昨年度の実績を考へ、また本年度の起債のワタを考へて参りますと、一般財源が十分であればもちろん問題はないのであります。から、一般財源の量とも關係があらます。起債のワタは、これは補助事業で三百九十億でございますが、この三百九十億のワタでは、事業分量が昨年と同じくらいであるとするれば、大体何億くらいしか起債は作れない、こういうことを私どもは言つておるのであります。従つて一般財源が他にあれば別であるが、ない限りにおいては、これ以上見れば赤字になる、こういう指導をいたしておるのであります。別に私は自主性の問題はないのではないかと。財政運営だけを適宜にやるという建前からいたしますと、やはりそういう指導をすることが親切であらう、かように考へておるのであります。

○鈴木(直)委員 その点を見解の相違

お話では、非常にふまじめな団体は赤字が多く出て、そうでないものは赤字が出ないということですが、これは人間にも性格があるように、それな性格があると思います。しかしながら今度の赤字が出たのは、少数の自治体で赤字が出たのではないであつて、ほとんど大部分の地方団体で赤字が出ておる。従つてそういうようにふまじめなものとふまじめなものとが個々にあるであらうが、全般的に赤字が出ておるというを見ますと、それだけで赤字が出ておるのではないのです。やはり財政計画、財政措置に原因があると思ふのです。そういう点から根本的にこれを考えなければならぬという大臣のお話だと思いますが、そういう点で一律にそれを解決してしまふのだという考え方については、ちよつと承服できません。いわゆるふまじめであつたからみんな赤字が出たというんじやなくて、それはそれぞれ性質に差異があるというだけであつて、全般的にはほとんど大部分のものが赤字が出てゐるんだから、やはり全般的な計画に基いた赤字が出てゐるんだというようにわれわれは考へておるのであつて、その点は一応私の考え方をこの際表明しておきたいと思ふのです。

○後藤政府委員 私の上申方が悪かつたかと思ひますが、ふまじめな団体が全部大きな赤字を出してゐるということではなくて、財政運営がまじめでないために赤字がふえておるということをおし上げたのであります。従つて現在の状況では、まじめにやつても赤字が出る団体がございます。しかしそれはそれといたしまして、赤字の出た額が非常に大きくなる場合は、やはり起債とか交付税から財源を組んで、予算を出して、事業だけを執行して穴をあけておる、こういうものが多いのであります。赤字がかりに出るといたしまして、もつと赤字の出方を押さえる方法があつたのではないかと私も考へておるのであります。昨年は財源不足額と交付税の額とが、先ほども申し上げましたように、三割くらい違つておりました。従つてその範囲内で赤字が単年度で出ることであれば、これは現在の財源が不足しておるという観点から見ればやむを得ないかもしれません。それ以上に出ておる赤字につきましては、やはり地方側としても考へてもらいたいといううな意味で、私は指導しておるのであります。

○北山委員 時間もございませんから、これ以上質問を發展させません。ただいままでのお話を聞いておりました。自治庁は地方財政なりあるいは地方行政についての倫理的感覚とか、道徳的感覚が非常に発達いたしておりまして、ふまじめであるとか、あるいは行き過ぎであるとか、いろいろそういうお言葉をお使いになるわけなんです。ただいまのお話のような問題でも、実際そういうふうな財源を一体なぜ組むかということ、制度自体にあると思ふんです。というのは、一体どの事業に補助がついてるか、年度当初にはわからない。年度の半ば過ぎでなければ、どの事業に補助がついてくるかわからぬから、そこで地方団体としては絶望的に一応から財源でも何でも予算を組んでしまふ。そうしてまた予算の議決書が何かつけなければ、ほんとうにまじめにやる気がないというので、補助がつかないのですから、そこでまず全部出して置いて、そのうちくつついた分の事業をやつて、あとの分を補正でもって切り捨てるというのが、地方団体の実情なんです。そういうところから財源で起債なりあるいは補助金を組んだりすることが多いのです。そういうことがくせになつて、今お話のようなふまじめな行政運営にもなつてくる。こういうところから今お話のような財源で起債を組んでおるとか、あるいは交付税を組んでおるとか、あるいは交付税を組んでおるとか、あまり道徳的に考へないで、制度的に考へていただきたい。

そこでこれに関連してお伺いするんですが、大臣は、地方行政財政について非常に御理解のあるようなお話もあると同時に、またこれと並行して、たとえば地方団体が仕事のやり過ぎをしてゐるといううなことも言われておる。相矛盾した感覚のことをときどき交代に申されるので、よくわからぬのです。仕事のやり過ぎをするというところを大臣は言われておるが、一体どの事業をやり過ぎをしておるか、補助事業がやり過ぎになつておるか、単独事業がやり過ぎになつておるか。大臣がそういうことを申されたことがありませんから、お伺いするわけです。

○川島国務大臣 大体、先般申し上げたのは、地方団体が自分の財政能力以上の仕事をやり過ぎるから、それが赤字の原因になつておるということを申し上げたのであります。どういふ事業かという、単独事業にもあります。また補助事業などで国が押しつけるものもありましようけれども、各地方団体から中央に運動しまして、無理に金を持つていつて、それで苦しんでおるといふことも事実あるのであります。これは何方でもあります。公共事業につきましても、今後相当注意いたしまして、地方に配分しなければならぬと思つておられます。また先ほどちよつと申し上げたのは、公共事業の決定が非常におくられて、それがために地方が苦しんでおるといふことも事実でございますから、今年はなるべく早くこれを決定して、地方に通知をしてもらうように、関係官庁に私も要求をしておるわけでありまして、これは単独事業、公共事業、両方にあります。

○北山委員 両方にあるでございませうが、しかしこの起債の割合を見ると、わかると思ふのです。地方債というものは、御承知のように、地方団体が勝手に借金するのでないで、政府が割当を作つてやる。ところがその割当について一般、単独として認められておるのはほんの一部です。たとえば昭和二十九年で、一般会計八百五十億ですか、そのうち百十億、二十八年は九百九十八億のうち百十五億、二十七年は六百七十五億のうち七十五億、これが一般、単独の起債で、ほんの一部です。大部分は一般補助なり、あるいは公共事業とか災害とか、そういうものに伴うものが多いのです。こゝういふふうな財源措置を政府が計画なさつておる点から見ましても、もしもやり過ぎがあるとすれば、それは補助事業である。単独事業をやろうと思つても、地方団体は財源がなくて多少あつたにしても、そんなにできるものではない。ほんの五割かそんなものだと考へる。やはり大部分は補助事業である。起債財源のワケをちゃんとつておる以上は、前にごちそうを置いておるようなものです。だから目の前にごちそうを見せておいて、食いたいのものは食へと言つてみたところで、これは食へない。やはり競争して、それを自分の方へ持つていつて仕事をしようと思ふのは、地方団体としては当然のことだと思ふ。従つてごちそうを目の前にぶら下げて見せてやる方が悪いのか、あるいはそのごちそうを競争して持つていく方が悪いのか。これはどちらかといへば、据えせんを置いた方には責任があると思ふ。そうして競争させて、喜んでおるといふ格好なんです。そのために陳情費をうんと使つておる。陳情する方が悪いといへばそれまでですが、陳情させるような制度を作つておる方が悪いと思ふ。従つてこれは事業のやり過ぎがあるとすれば、それは補助事業にあるのであつて、しかもその補助事業なるものは、やはり国の方で責任があるのだ、こゝういふうに言わざるを得ないのです。どちらにもその仕事の行き過ぎがあるとすれば、それは単独にもあるでしょう、しかしそれは率からいへばほんの一部であつて、大部分は国の制度に伴う。やり過ぎがあるとすれば補助事業なりあるいは事務的な事業、国がやるべきものを地方団体にやらせておるような仕事が大だと考へるのが正しいのじやないかと思ふのですが、重ねて大臣からお伺いしたい。

○後藤政府委員 量的に申しますれば、おっしゃいます通り補助事業によ

の落度だと思ふのであります。だから数字のことは申しませんが、もう一つこの際聞いておきたいと思ひますことは、道路譲与税、道路税の問題であります。額としては道路譲与税として七十九億ばかり出ております。これが道路税の形で七十二億になっております。これは現在大蔵委員会どうなるかかわらないが、いろいろ問題がある

ようであります。これが入換譲与粉のような形で中途でとにかく変つてくるものということになる、これだけまた地方財政に赤字が出てくる面ができてくる。そういうことに対して政府は責任を持って対処されると思いますが、何か腹案がございますか。

○川島国務大臣 地方道路税は、もし大蔵委員会にかかっておりますあの税法が認められまないと、七十三億近く

の赤字が出るわけであります。現在の地方財政計画から申し上げて、これに対する補充の財源措置は全然ございません。従いまして地方財政は非常な困難に陥ると思ひます。私は各方面に向つていろいろお願いしているのです。が、どうか、一つ皆さんにもお願い申し上げます。それが原案通り通るよう、に御協力願ひ、また門司さんにもお願い申し上げます。

○門司委員 頼まれてもほかの委員会のことでもありますし、われわれ何もむやみに税率を引き上げることについて関心も持っておりませんのです。それからもう一つ聞いておきたいと思いますことは、もし万一の場合に危懼しておりますようなことが出て参りますと、当然地方税法の中の軽油を使っております自動車関係の税金の引き上げが理屈が立たなくなってくる。従つて

これについても政府はこれを修正する御意思があるかどうか。

○川島国務大臣 先般提案理由のときに、自動車税の引き上げはガソリン税の引き上げと均衡をとるためと申し上げたわけであります。全くその通りでありまして、ガソリン税が予定通りに参りませんと自然自動車税の方にも影響するのではないかというのを心配いたしておるのでございまして、そういう点を考えましても、どうしてもガソリン税は政府提案のようにぜひ国会の御協力を得たいと思い、二、三日前から私は大蔵大臣にも要請いたしまして、各方面ともいろいろ折衝をいたしておるのであります。さつき門司さんにお願ひしましたのは決して笑いごとではないのでありまして、社会党の方方に、ことに地方行政に御理解の深い方々にお願ひしまして、社会党だけでもまとめていただければ、こつちは割合簡単にまとまるので、その点でお願ひしたのであります。ほんとうに門司さんのときは地方行政のことについては毎回熱心に行っておられるので、ぜひ党内において御努力願ひたいことを重ねてお願ひ申し上げます。

○亀山委員長代理 この際参考人招致に關しましてお諮りいたします。すなわち昨日の理事会におきまして地方自治法の一部を改正する法律案及び地方財政再建促進特別措置法等の両案につきまして来たる十二日、参考人より意見を徴することといたしました。

その参考人には全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、全日本自治団体労働組合、全国都道府県教育委員会及び委員

協議会等の各代表並びに言論界、学界よりそれぞれ参考人の出席を求めることに申し合せをいたしましたのであります。つきましては理事会の申し合せ通り決定することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○亀山委員長代理 御異議なきものと認めましてさように決定いたします。

他に御質疑がなければ本日はこれにて終了いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後一時七分散会